

■自動車技術総合機構からのお知らせ■

整備事業者様へのお詫びとご説明

独立行政法人自動車技術総合機構

平素は独立行政法人自動車技術総合機構（以下、自動車機構）の業務に、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、自動車機構の一部の事務所において、検査機器の設定に不備があり、受検車両に対して確認検査を実施するという事案が発生しました。

当該事案につきまして、整備事業者の皆様のご信頼を揺らがせる恐れが生じており、皆様に大変なご迷惑をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。

本事案の対象となる車両の使用者様に対し、お詫びと確認検査をお願いするダイレクトメールを自動車機構から郵送しておりますが、本事案は、自動車機構の不備によるものであり、整備事業者の皆様にご責任が発生するものではありません。

使用者様からの問い合わせには地域に応じて以下の URL より、各検査部又は本部までご連絡いただくようお願いいたします。

(<https://www.naltec.go.jp/kakunin.html>)

受検車両が、確認検査の対象になっているか否かの判断につきましては、本年4月から検索システムを構築したところであり、事業者の皆様が事業を円滑に進める上で、ご利用していただければ幸いです。

(<https://naltec.kakuninkensa.info/>)

自動車機構としましては、今回の事案について深く反省するとともに、今後、同様の事案が発生しないよう適切な機器管理に努めて参ります。

■軽自動車検査協会からのお知らせ■

整備事業者の皆様へのお詫びとご説明

軽自動車検査協会

平素より当協会の業務にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

昨年末に判明しましたとおり、当協会の一部の事務所において、検査機器の判定値が本来の値と異なる状態で検査を行っておりました。

本事案につきまして、整備事業者の皆様の信頼を揺るがせる恐れが生じており、皆様に大変なご迷惑をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。

当協会から対象となる軽自動車の利用者様に対し、お詫びと確認検査をお願いするダイレクトメールを郵送しておりますが、本事案は、当協会の不備によるものであり、整備事業者の皆様には責任が発生するものではありません。

利用者様からの問い合わせには、ダイレクトメール表紙に記載している次の電話番号にご連絡いただくようお願いいたします。

(確認検査専用窓口 電話：050-3684-6051)

あわせて、ダイレクトメールを受け取った利用者様へ「軽自動車検査協会が確認検査を受けてほしいと言っていた。」とお伝えいただくと幸甚に存じます。

当協会のホームページ内に確認検査対象車両検索システムを構築しております。整備事業者の皆様が事業を円滑に進める上でご利用いただければ幸いです。

(軽自動車検査協会ホームページ：<https://www.keikenkyo.or.jp/>)

当協会といたしましては、整備事業者の皆様には何ら責任がない旨が利用者の方々に伝わるよう配慮するとともに、再度このようなことをおこすことのないよう、適切な業務運営を目指していく所存でございますので、今後ともご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。